

---

プロジェクト **譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化**  
項目 **第 569 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 569 回企業会計基準委員会（2026 年 2 月 3 日開催）において、「譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化」に関して、適用時期及び経過措置及び企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」の改正案（以下「連結会計基準案」という。）について聞かれた意見をまとめたものである。

## 聞かれた意見

### （適用時期及び経過措置についての意見）

2. 適用時期について、通常の設定の設け方とは異なるものの、年度ベースで会計処理を揃えるという分かりやすさを重視した「最終基準の強制適用日の 1 年前の 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後実施される金融資産の譲渡から適用することができるとする案」に賛同する。
3. 早期適用について、改正案の適用初年度においてこれまでの会計処理と異なることとなる場合には、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱うとする事務局提案に賛同する。また、審議事項(3)-2 第 18 項に記載されている通り、従前の会計処理はその時点の会計基準に従って十分に検討されており、遡及適用しない方が制度的に安定していると考えられるため、遡及適用しないとする事務局の提案に賛同する。

### （連結会計基準案についての意見）

4. 財務諸表等規則においては過去の法令改正に合わせた表現がすでに使用されており、当該表現を用いた連結範囲の実務が行われていることが考えられるため、連結会計基準案においても財務諸表等規則の表現を用いることが望ましいと考える。企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」の改正案に当該表現を用いることにより、異なった影響が生じる可能性を踏まえると、金融商品会計基準案においては本プロジェクトで検討してきた表現を用いることで良いと考える。表現の差異によって実務的な段差が生じた場合においても、実務により対応可能であると考えられる。

5. 連結会計基準案第 81 項における出資者に関する記載の修正について、事務局提案に賛同する。

以 上